

税の申告はお早めに

2月16日(水)から、所得税の確定申告と町県民税(住民税)、各種保険税(料)の申告が始まります。自分で申告書を作成し、3月15日(火)までに申告してください。

2月上旬には税務グループの窓口にて「所得税の確定申告の手引き」を準備していますので、参考にしてください。

所得税

サラリーマンなど給与所得の方

《主な収入が給与収入の方》

サラリーマンの給与収入にかかる所得税は、毎月の給与やボーナスから源泉徴収され、12月の年末調整によって1年間の納税が完了しますので、確定申告の必要はありません。

サラリーマンなどの給与所得の方でも、次のような方は申告が必要です。

① 昨年の給与の収入額が2千

万円を超える方

② 給与を1カ所から受けている場合で、給与以外の所得金額(不動産所得など)が20万円を超える方

③ 給与を2カ所以上から受けている場合で、年末調整された給与以外の給与の収入額と、給与以外の所得金額との合計が20万円を超える方



事業所得や不動産所得がある方

《主な収入が給与収入以外の方》

次の各項目に該当する方は確定申告が必要です。

- ① 商売など個人で事業を営んでいる方
- ② 不動産収入(家賃や地代など)がある方
- ③ 土地や建物、株式などを譲渡した方
- ④ 年金を受けている方で年金以外の収入がある方や、社会保険料控除・生命保険料控除などを受けられる方

申告で税が還付される方

通常は確定申告の必要のないサラリーマンなど給与所得の方でも、次のような方は確定申告をすると所得税が還付される場合があります。

- ① 平成22年中に退職し、その後再就職しなかったため、年末調整を受けられなかった場合
- ② 病気やけがなどで多額の医療費を支払った場合(医療費控除…次ページ枠内参照)
- ③ 災害や盗難にあつて、住宅や家財に損害を受けた場合(雑損控除)
- ④ 住宅ローンを利用して、マイホームを購入したり増改築をした場合(住宅借入金等特別控除)
- ⑤ 一定の要件を満たす住宅耐震改修をした場合(住宅耐震改修特別控除)



町県民税(住民税)

確定申告をされる方と、勤務先から役場へ給与の支払報告書が提出されている方は必要ありません。

申告が必要な方

- ① 平成23年1月1日現在、町内に住所があり、昨年中に所得があった方
- ② サラリーマンで、次のいずれかにあてはまる方

- ・ 勤務先から役場へ給与の支払報告書が提出されていない方
- ・ 給与以外に、家賃や地代、農業などの所得があり、その合計額が20万円以下の方(20万円を超える場合は所得税の確定申告が必要です)

方

- ・ 所得税がかからない方で、医療費控除、雑損控除を受けようとする方

国民健康保険税

介護保険料

後期高齢者医療保険料

右記の各種保険に加入している人は必ず申告してください。ただし、所得税の確定申告

告または、町県民税の申告をされる方は必要ありません。

所得が少ない方については、負担を軽くするため、状況に応じて各種保険税(料)が軽減される場合があります。申告がなければ、その措置が受けられません。収入がなかった方も、必ず申告してください。

告書は申告受付会場にあります。

▼問合せ

○町県民税と国民健康保険税
税務グループ
☎079(435)0358

○介護保険料・後期高齢者医療保険料
保険年金グループ
☎079(435)2582

図書館の向かい側の建物です

申告受付会場

- ▶ 場所 播磨町役場第2庁舎3階 会議室2
 - ▶ 期間 2月16日(水)～3月15日(火)(土・日曜日を除く)
 - ▶ 受付時間 9:00～11:00、13:00～16:00
- ※日時によっては混雑が予想され、受付時間内であっても当日の受け付けができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。(特に、初日から数日間は混雑が予想されます)
- ▶ 受付内容 町県民税、国民健康保険税、一部の所得税申告
- ※次の申告の方は、税務署で申告してください。

譲渡所得(不動産の売買及び株式などの売買による所得)、事業所得(1年目)、住宅借入金等特別控除(1年目)、住宅耐震改修特別控除、青色申告、準確定申告、損失申告

申告に際しての注意事項

- ・ 医療費控除を申告する方は、事前に医療費の明細書を作成しておいてください(役場の申告会場では、明細書作成や領収書の整理は行っていません)
 - ・ 事業などで収支計算が必要な方は、必ず収支内訳書を完成させてください(役場の申告会場では、収支内容についての指導は行っていません)
 - ・ 農業所得の申告には、収支計算書が必要です
- 〈収支計算の方法〉収入金額 - 必要経費 = 所得金額
- 収入金額…米や野菜の販売金額・自家消費など
必要経費…種もみや苗代、水利費、土地改良費、農機具の減価償却費や修繕費

注意事項

●「おむつ」に係る費用の医療費控除について

おむつ代が医療費控除の対象となるのは、医師が発行した「おむつ使用証明書」の発行日以降に購入されたおむつ代です。ただし、2年目以降の確定申告については、介護保険法に基づく要介護認定の申請をした方で一定の要件を満たす場合、この証明書に代わって保険年金グループで発行する証明書を添付していただければ、医師の証明書は不要です。

該当される方は、保険年金グループに申請してください。

▶ 対象 下記のすべてに当てはまる方

- ・ 以前、医師が発行した「おむつ証明書」で医療費控除を受けられた方(今回でおむつ代(医療費控除)の確定申告が2回目以上の方)
- ・ 介護保険の申請をされている方で ①主治医意見書の内容に「尿失禁」のチェックがある ②障害老人自立度がBまたはCの方

● 障害者控除について

介護保険の要介護認定を受けておられる方で、一定の要件を満たす方は、障害者手帳が無くても障害者控除が受けられます。申告をされる方で該当になる場合は、障害者控除証明書を発行しますので、申告前に保険年金グループへ相談・申請を行ってください。

▶ 問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2582

税務署からのお知らせ

申告と納税は期限内にお願いします。
○所得税・贈与税 3月15日(火)まで
○消費税(個人事業者) 3月31日(木)まで
※納税は便利な振替をご利用ください。



ニッケパークタウン(確定申告会場)

確定申告会場が変わります

▼確定申告会場
ニッケパークタウン本館(センタープラザ) 加古川市加古川町寺家町173-1
※駐車場 千500台。2時間まで無料。以降30分ごとに100円
当会場では納税ができません。お近くの金融機関などをご利用ください
▼開設期間・時間
2月1日(火)～3月15日(火)
午前9時～午後5時
(土・日曜日、祝日は休み。ただし、2月20日・2月27日の日曜日は、開設します)
※年金受給者の方の申告相談は、1月25日(火)から行います。

上記の確定申告会場の開設期間中は、加古川税務署・加古川市役所の庁舎内及び加古川産業会館(JAヒル4階)には確定申告会場を設けておりません。

なお、加古川税務署では、作成済みの申告書などの受付・納税・納税証明書の発行及び用紙の交付のみを行います。
※開設期間以外(土・日、祝日を除く)は、加古川税務署で相談を行います。

▼問合せ
加古川税務署 個人課税部門
☎079(421)2951
税理士による地区申告相談会場ののご案内
小規模事業者のための申告相談所を、

近畿税理士会加古川支部・商工会議所・商工会及び(社)加古川納税協会などのご協力をいたたいて開設しています。消費税の申告相談にも応じていますので、ご利用ください。

ご来場の際には、前年分の申告書や収支内訳書の控え・筆記用具・計算器具などをご持参ください。
※譲渡所得・贈与税・相続税関係の相談は行っていません。

▼会場 中央公民館 2階視聴覚室
▼開設日 2月21日(月)・22日(火)
▼相談時間 午前9時30分～正午、午後1時～4時
※日時によっては混雑が予想され、会場の混雑状況により、終了時間前に入場を締め切らせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

確定申告は、さらに便利で使いやすくなったe・Taxで!
○国税庁ホームページから電子申告
自宅から国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」を利用して、e・Taxに送信することができます。

○最高5千円の税額控除
平成22年分の確定申告を本人の電子署名を付して申告期限内にe・Taxで行うと、所得税から最高5千円の控除を受けることができます。(平成19年分、20年分または21年分まで本控除の適用を受けた方は受けられません)

○添付書類を提出省略
所得税の確定申告をe・Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容を入力して送信することにより、提出または提示を省略することができます。(確定申告期限から3年間、添付書類の提出または提示を求められることがあります)
○還付金がスピーディー
e・Taxで申告された還付申告は早期処理しています。(3週間程度に短縮)

※e・Taxの利用に際しては、開始届出書の提出・電子証明書の取得(手数料が必要です)、ICカードリーダーなどの購入などの事前準備が必要です。詳しくはe・Taxホームページをご覧ください。
e・Taxホームページ
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

○国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」をご利用ください
国税庁のホームページでは、ご自宅で簡単に所得税や贈与税などの申告書が作成できる「確定申告書作成コーナー」を提供しています。この「コーナー」には、申告や申請に必要な各種様式も掲載していますので、ぜひご利用ください。また、同「コーナー」で作成したデータはそのままe・Taxを利用して提出できます。
▼参照 国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp>

町長とタウンミーティング

▼問合せ 企画グループ
☎079(435)0350
テーマ「大中遺跡まつり」



12月2日(木) 16:30~17:30
大中遺跡まつり企画委員の大学生・高校生 参加者8人

参加者 私は兵庫大学の学生自治会で学内のイベントに携わっていたため、去年、実行

委員として声をかけてもらった。回数を重ねることで次に活かせることができる
町長 何かのきっかけがないと一度もかわらないまま終わってしまう
参加者 町外への大中遺跡まつりの発信はもっと強くされてもいいのでは
町長 予算に限りがあるのでPRには費用をかけずいろんな工夫をしていきたい。発信の方法を考えてもらいたい。今まで参加したことがなかった方もおられるが、子どもからお年寄りまでいるんな人と話をする機会があったと思う
参加者 みんなが楽しそうでした
町長 まつりでは自分たちが実施する方と、参加する方ではどちらが楽しいですか
参加者 運営側では来てくれた人の笑顔が見られるだけでうれしい。参加する側では友

達と遊びに行く感覚なので楽しい
町長 今回運営にかかわってどうでしたか
参加者 今回自分たちで企画して運営できたので達成感があった
参加者 本当に楽しかったし、まつりに参加する側とは違った楽しみがあった
参加者 運営側につくとずっと忙しいので大変だが、充実した時間が過ごせた
町長 忙しい思いもするが、経験したことは、今後の大きな財産になったと思う
参加者 今回2回目でブラスに力を入れた。ボランティア団体に声をかけ去年の3倍くらい大学生が増えた
町長 ブラスに多彩な人たちが参加してすごく盛り上がっていた
参加者 赤十字と一緒に献血推進をした。体操と一緒にしてもらおうへの記念品を用意してもらえないか交渉をする担当で大変だった。小さい子どもたちがたくさん参加し成功してよかった
参加者 このように参加することが初めてだった。タオルを企画したりして楽しかった

町長 このようなまつりに参加することは、人と接する機会にもなり、今後役に立つと思う
参加者 今年は若いアーティストを招き披露する担当。いい経験をさせてもらった
町長 学生時代にいい経験をされたと思う。まつりということであれば出演交渉もしやすいのでは。今年も若い人が増えたから活気があるまつりになった。企画・運営段階から入ってもらって、新しい時代が始まったようなさわやかな印象を受けた
町長 播磨町について何か思うことはありますか
参加者 遊ぶところがない
町長 高校生にとって魅力が少ないみたいだが、何があればいいと思いますか
参加者 ショッピングセンターのような大きな店
参加者 播磨町は外灯が多くていい
町長 播磨町は外灯を毎年増やしているし、かなり明るいという評価をいただいている
参加者 ぜひ続けてほしい。住むということになると外灯は重要
町長 安心・安全のまちづく

りに力を入れている
参加者 播磨町は小さいのに力強いと思う。加古川市と明石市に挟まれているが町として成り立っており、多くの企業があっても以外に静か。静かでありながら力強い
町長 播磨町には大きな幹線道路も通っており、山陽電鉄とJRの駅がある。小さいが住みやすい町。若いときはにぎやかなものにあこがれると思うが、年をとると近くに生活に必要なものがあって、老いていくことに不安を持たない、それでいて子育て支援もできている住み心地がいいというような町を目指したい。しかし若い人が魅力を感じない町では寂れてしまうので、若い人にも魅力を感じていただけるような町づくりを進めていく必要があると思っています
参加者 主催者として町から大学にアピールしてもらえると動きやすくなりありがたい
町長 学長や他の先生方にもさらにコミュニケーションをとっていききたい。その中で学生さんが貢献していることを披露していきたい。来年もぜひかわっていたらきたい